

資料 2

○三芳町芸術文化のまちづくり条例

平成31年3月27日

三芳町条例第7号

三芳町は、広大な武蔵野の大地に切り拓かれ、平地林と畑地が広がり、緑豊かな町を形作っています。この農耕社会からはじまったあたたかな人々とのつながりの中で生まれた多様な文化は、私たちを幸せにし、夢をふくらませ、心豊かな地域社会を支えてきました。

なかでも、芸術文化は、年齢や性別、国籍、あるいは個性や特性にかかわらず、人々に感動を与え、生きる力や心の充足感をもたらし、他者との共感や互いに理解し尊重しあう心をはぐくみます。

また、芸術文化の持つ創造性や人々をつなげる力は、福祉、教育、産業、観光、健康等の町民の暮らしに関わる幅広い分野においても、効果的に波及していく可能性を有し、活力にあふれるまちをつくる原動力にもつながります。

私たちは、芸術文化を活用した総合的な施策を推進していくことで、誰もが生き生きと幸せに暮らせる魅力的なまちづくりを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、芸術文化が町民の暮らしに多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、芸術文化の施策に関し、基本理念を定め、町の責務と、町民及び民間団体の役割を明らかにするとともに、芸術文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かな三芳町らしい文化創造都市の実現及び町民が生き生きと幸せに暮らせる魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、勤務し、在学し、又は町内において文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う個人をいう。
- (2) 民間団体 町内の企業、文化団体、地域団体その他の法人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 芸術文化に関する施策の実施にあたっては、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 誰もが等しく、文化を創造し、享受する権利を生まれながらに持つこと。
- (2) 町民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されること。
- (3) 多様な文化に触れることのできる環境づくりを図ること。
- (4) 先人から受け継がれてきた特色ある文化の保護と発展を図ること。
- (5) 多様な文化との交流及び共生を図ること。

2 前項に定めるもののほか、芸術文化に関する施策の実施にあたっては、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第2条に定める事項が尊重されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、基本理念にのっとり、芸術文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（町民の役割）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、文化を創造し、享受し、及び継承する役割を果たすよう努めるものとする。

（民間団体の役割）

第6条 民間団体は、基本理念にのっとり、町が推進する芸術文化に関する施策への協力及び町民の文化活動の支援を積極的に行うよう努めるものとする。

（相互の連携）

第7条 町、町民及び民間団体は、相互に連携して芸術文化を推進するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第8条 町は、芸術文化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（芸術文化推進基本計画）

第9条 町長は、芸術文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三芳町芸術文化推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

（芸術文化推進会議）

第10条 町長は、基本計画の策定、変更その他の芸術文化に関する施策の重要事項を調査審議させるため、三芳町芸術文化推進会議を置く。

2 三芳町芸術文化推進会議の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定

める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。